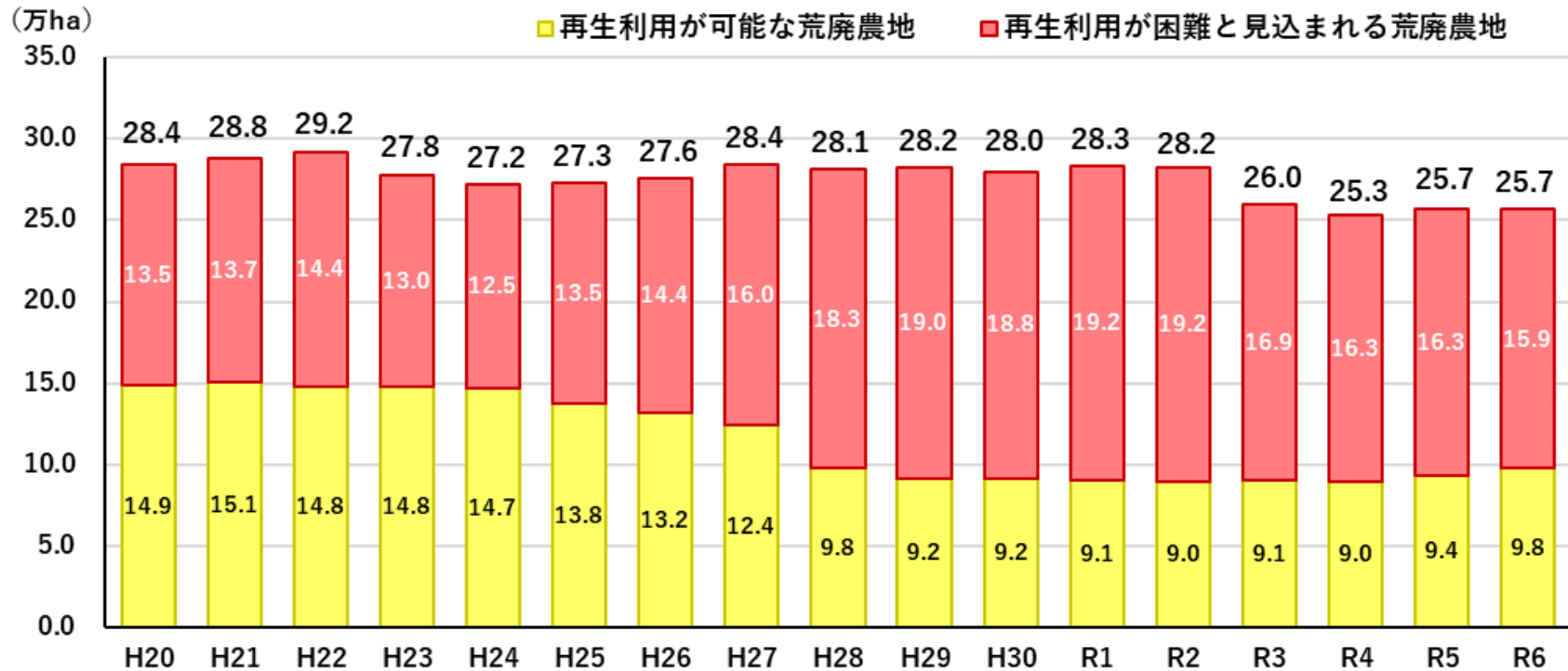


【参考】 荒廃農地面積の推移



資料：農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」 農林水産省経営局・農村振興局「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

凡例	定義
荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの

備考

- ・平成27年までの荒廃農地面積は、推計値。
- ・調査時点や被災地への対応など、年によって変更があることから、詳細については、各年の調査結果を参照されたい。
- ・令和3年調査より調査内容等の見直しを行ったため、令和2年以前との単純な比較はできない。
- ・四捨五入の関係で、計が一致しない場合がある。